

# 規約改訂についての経緯説明

R5年度総会議事録補足資料

# 今回大きく改訂された規約の箇所

## 第三章 会員 第6条(会員の種類)

### <改定前>

②会員加盟店は本協会の趣旨に賛同し、本協会に入会する県下のビリヤード店を以てする。

### <改定後>

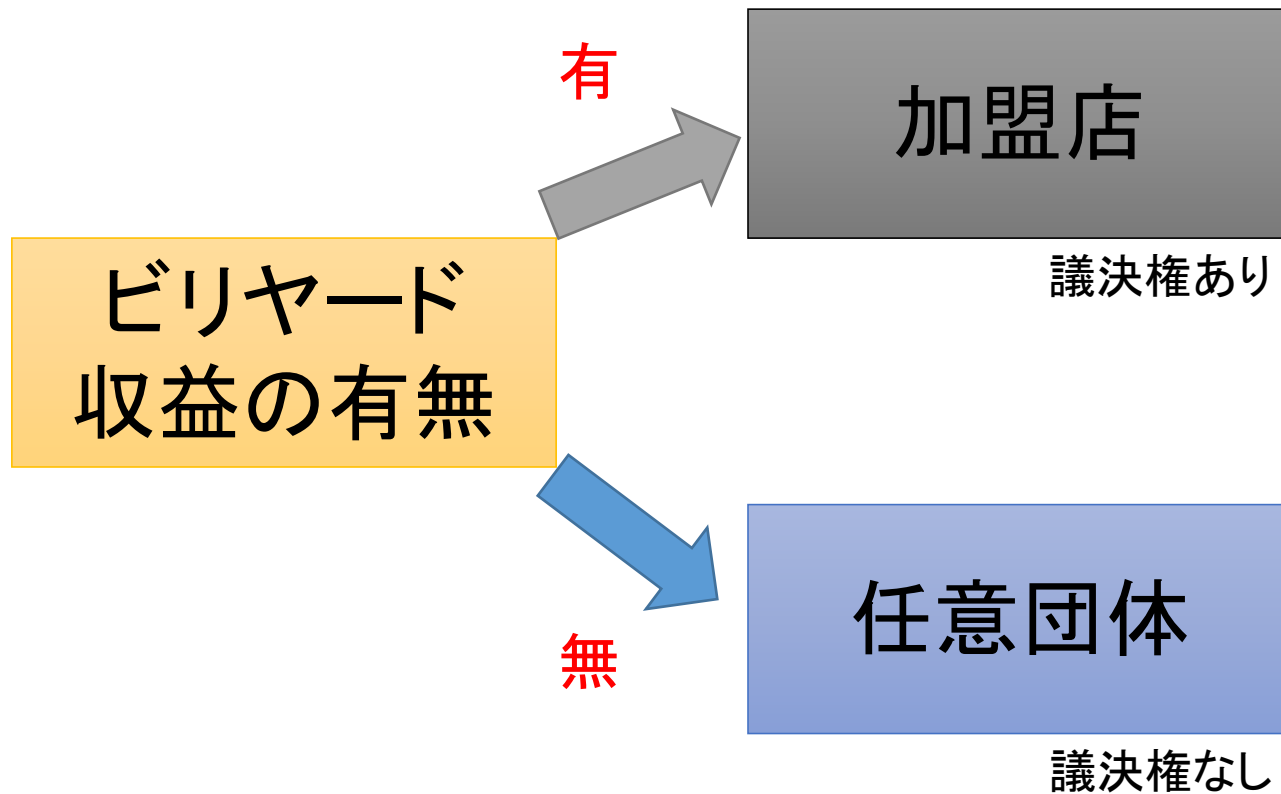
#### 2 加盟店会員:

本協会の趣旨に賛同し、神奈川県内においてビリヤード店等、ビリヤード台を用い収益事業を営む会員資格を満たした自然人および法人とする。

#### 5 任意団体会員:

本協会の趣旨に賛同し、本協会の活動に参加する意向を有する団体であって、ビリヤード台を保有し、これを使用した活動を現に行っているサークルや同好会等の任意団体であって権利能力のない社団を以てする。ただし、当該団体は規約および構成員の名簿の備置を義務とする。任意団体会員の名称を使用し当協会が主催する大会に出場する場合には理事会の承認を必要とする。

# 加盟店会員と任意団体会員



ビリヤード場  
会員制ビリヤード場  
ビリヤードができるBar・喫茶  
ビリヤードができる遊技場  
ビリヤードスクール

サークル  
実業団

背景： ビリヤード場として営業している店舗の他にも色々な形でビリヤードを提供している店舗が増えてきている  
サークルや実業団などの加盟も獲得していきたい  
他のスポーツ団体と比べて時代遅れで視野が狭すぎる  
ビリヤード業界内で前例がない事への挑戦

今回の規約改訂はKBAが目指す業界改革の一つ

ビリヤード業界での常識であっても他スポーツ業界では時代遅れで既に改善されている事象も多い

伝統を重んじる事も重要だが、前例・古き教義・古き慣習にとらわれず新しい事への挑戦をする事、時代に合わせ軌道修正をする事も大変重要である  
これは、2021年にKBA活動の基本指針策定時に掲げた活動理念である

新規に加盟店会員となった清水不動産様が発端ではあるが  
何度も丁寧に理事会を重ね議論し、NBAやJPBAにも経緯説明したうえで  
規約改訂の流れとなった

この改訂は将来的に学校サークルや実業団等の受入も念頭に入れ  
また受入れすることによるスポンサー契約等のメリットも見込んでいる

前例のない新しい改革については、もちろん反対意見や疑問等出てきて当然と  
思っております。KBAはこういったご意見にも真摯に向き合い、納得していただけるように  
経緯説明や情報の開示をしてまいります。

### 3. KBA 活動理念 (ベーシック)

KBA

活動の規範

(イメージは4で説明)

神奈川県ビリヤード協会 HP  
より閲覧できます

KBA→活動報告  
2021/12/7 KBA活動の基本指針策定

